

ふれあひ

第47号



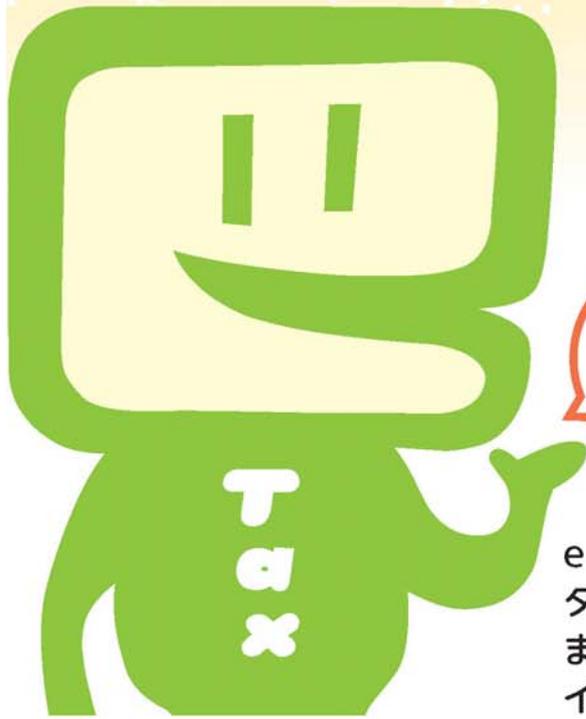
2014.9



公益社団法人

津法人会

(広島県 常清滝)



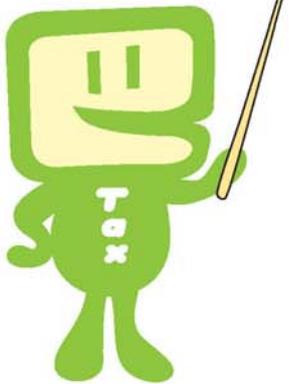
自宅からネットが便利 申告・納税

e-Taxの
利用は
年々増えて
います。

e-Tax^{イータックス}

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。また、インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

e-Taxのメリット



税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。

所得税の確定申告において、医療費の領収書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略することができます。

還付金を早く受け取ることができます。

納税証明書の交付請求手数料が安価です。

利用できるソフト



● e-Taxソフト

申告・申請・納税手続きがご利用できます。

申告 法人税・消費税・酒税・印紙税・所得税

申請 徴収高計算書・法定調書・納税証明書、その他各種申請・届出

納税 全税目

● e-Taxソフト (WEB版)

徴収高計算書・法定調書(給与所得の源泉徴収票等)・納税証明書・納税手続きがご利用できます。

● 確定申告書等作成コーナー

所得税・贈与税・個人消費税の申告手続きがご利用できます。

残暑お見舞い申し上げます



会 長 竹 林 武 一

副 会 長 鈴 木 秀 昭

” 中 川 千 恵 子

” 友 清 勲 男

” 辻 正 敏

” 橋 本 幸 司

” 伊 藤 歳 恭

青年部会長 中 川 雅 弘

女性部会長 廣 田 都



〔法人会の基本的指針〕

法人会はよき経営者をめざすものの団体として、
会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上
と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。



ごあいさつ

津税務署長 若山 茂

公益社団法人津法人会の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は税務行政全般にわたり深いご理解と格別のご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

前事務年度に引き続き、津税務署長としてお世話になることになりました若山でございます。

今事務年度もどうかよろしくお願い申し上げます。

昨年7月に津税務署長を拝命し、当地で一年間勤務してきたわけですが、改めて自然環境に恵まれ気候温暖で人情味あふれる土地柄であることを痛感したものであり、引き続きこの地で勤務できることの喜びを感じている次第であります。

さて、津法人会は、昭和29年の会発足以来、永年にわたり法人会の「基本的指針」に則り、会員の皆様のニーズにあった事業活動を展開され、税務研修会はもとより、税に関する映画鑑賞会や租税教室などの税の広報活動などに積極的に取り組み、税知識の普及や納税意識の向上と企業及び社会の健全な発展に多大な貢献をされておられます。

これもひとえに、役員の皆様をはじめ、会員の皆様の永年にわたるご尽力の賜物であると深く敬意を表する次第であります。

ところで、社会保障制度の充実・安定化を図るとともに、持続可能な財政構造を構築する目的を持って、今年の4月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%に引き上げられました。

納税者の皆様にご理解いただき、適正な申告を行っていただくよう、税務署においては改正消費税法に関する相談窓口を設け相談・指導にあたってまいりましたが、これまでの状況からみますと順調に推移しているものと思っております。

誠実な納税者の団体である法人会の皆様におかれましては、税務行政のよき理解者として引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、国税の職場を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、事務の効率化が要請されております。

国税当局としましては、実地調査のほか、書面照会や説明会なども組み合わせた多様な手法を用いて、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組んでいるところであります。

津法人会におかれましても、各企業が内部統制面や会計経理面の質的向上に向けた自主的な取り組みを促すことを目的として、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を活用した取り組みをされていると伺っております。

今後とも、この取り組みを推進していただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、国税当局においては、納税者の皆様の申告・納税の利便性の向上に寄与するものとしてe-Taxの普及・拡大に取り組んでおりますが、津法人会の皆様におかれましては、その趣旨をよくご理解いただき、e-Taxの普及・定着に多大なご尽力を賜っておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げますとともに、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、公益社団法人津法人会のますますのご発展と、会員皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます

津税務署



署長 若山 茂氏



筆頭副署長 小倉 康彦氏



副署長 藤田 圭助氏



筆頭特別国税調査官 吉元 耕志氏



特別国税調査官 大神 崇朗氏



特別国税調査官 山内 裕司氏



法人課税
第一統括官 辻村 政基氏



法人課税
第二統括官 中世古 芳孝氏



法人課税
第三統括官 下村 明氏



法人課税
審理専門官 増地 正夫氏



法人課税
連絡調整官 古川 克也氏

津税務署（新）幹部プロフィール

- ① 出身地 ② 前任署 ③ 津税務署への勤務と津の印象
④ 法人会員へ一言 ⑤ 法人会への要望 ⑥ 趣味・モットー



◎ 筆頭副署長

小倉 康彦氏

- ① 三重県度会郡大紀町（旧大内山村）
- ② 名古屋国税局課税第二部 酒類業調整官（津税務署派遣）
- ③ 津署の勤務は4回目です。最初の赴任地が津署であり、税務職員への道を歩み始めた思い出の地です。通算9年目になります。大門に活気が無くなり、少しさみしいです。
- ④ 前任が酒の仕事でしたので、懇親会ではぜひ「津の酒で乾杯」をよろしくお願いいたします。
- ⑤ 社会貢献活動への取組について感謝しております。引き続き租税教室への積極的な支援をお願いします。
- ⑥ 趣味は家庭菜園です。休日にはもっぱら土いじりをしています。モットーは「人事を尽くして天命を待つ」です。後で後悔したくないので、何事にも全力で取り組みたいと思っています。



◎ 筆頭特別国税調査官

吉元 耕志氏

- ① 三重県熊野市
- ② 四日市税務署 筆頭特別国税調査官
- ③ 2回目の勤務です。温暖な気候で落ち着いた街並みが好きです。
- ④ 日頃の税務行政に対するご理解とご協力に感謝するとともに、今後も、会員皆様方の積極的な参加をお願いします。
- ⑤ 社会貢献及び税務知識の普及と税務意識の向上に向けた、津法人会独自の活動をお願いします。
- ⑥ 趣味は特にありません。好きな言葉は、「日々努力」です。



◎ 特別国税調査官

大神 崇朗氏

- ① 静岡県静岡市
- ② 名古屋国税局 査察部 査察第二部門 総括主査
- ③ 初めての勤務です。歴史ある城下町で、落ち着いた街との印象です。
- ④ 会員皆様方の法人会活動への積極的な参加に感謝します。
- ⑤ 今後も、税務知識の普及と、納税意識の向上に向けての活動をお願いします。
- ⑥ 趣味は、テニスとスキーです。好きな言葉は、査察部のモットーの「一罰百戒」です。



◎ 法人課税第一部門統括国税調査官

辻村 政基氏

- ① 三重県度会郡玉城町
- ② 四日市税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
- ③ 平成10年に一年間ですが勤務経験がありまして、この度16年ぶりに津署でお世話になることになりました。
当時「だんご三兄弟」という歌が流行っており、偕楽公園で花見をした楽しい思い出があるところです。
- ④ 多忙な事業の合間をぬって、法人会活動に従事されている会員の皆様に感謝申し上げます。今後とも引き続きよろしく申し上げます。
- ⑤ 魅力ある会活動を展開され、組織力を高められることをご期待申し上げます。
- ⑥ 時間がある時には、船に乗って海釣りを楽しんでおります。
小型船舶操縦免許を持っておりますが、もっぱら乗せてもらうだけです。
日々元気で明るく過ごせるよう努めております。



◎ 法人課税第二部門統括国税調査官

中世古 芳孝氏

- ① 三重県度会郡大紀町
- ② 伊勢税務署 法人課税第三部門 統括国税調査官
- ③ 津署の勤務は2回目です。前は平成10～14年に勤務しておりました。
津市は三重県における行政・文化・教育の中心地でありながら自然が豊かであり、住環境がとても良い街という印象です。
- ④ 日頃は税務行政に対しご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。引き続きまして、会員皆様の積極的な会活動への参加により法人会を支えていただきますようお願いいたします。
- ⑤ 税務知識の普及と納税意識の向上に向けた活動をお願いします。
- ⑥ 趣味は特にありませんが、休日は家族でキャンプやスキーに出かけることを楽しみにしています。
仕事においては一所懸命をモットーに、全力で取り組むことを心がけています。



◎ 法人課税連絡調整官

古川 克也氏

- ① 愛知県津島市
- ② 多治見 法人課税第一部門 総括上席国税調査官
- ③ 初の三重県勤務となります。
歴史のある、落ち着いた街並みが印象的です。
- ④ お忙しい中、地域経済を担うリーダーとして、租税教育や各種研修会等に対して積極的に取り組んでいただき感謝申し上げます。
- ⑤ 引き続き正しい税知識の普及活動等をお願いします。
- ⑥ 趣味は、スキー、登山、自転車です。
モットーは、「万事塞翁が馬」です。

第2回 通常総会

公益社団法人津法人会の第2回通常総会は5月22日(木)津都ホテルにて、津税務署長若山茂様をはじめ多数のご来賓のご臨席のもとに開催されました。

総会は宮木総務委員長の司会により、「開会のことば」で始まり、来賓紹介、会長挨拶のあと竹林会長を議長に選出し議事に入りました。

第1号議案「平成25年度収支決算承認の件」が、事務局から説明があり、議場に語り満場一致で承認されました。続きまして、「平成25年度事業報告」と「平成26年度事業計画及び収支予算」について報告がされました。続いて優秀経理担当者9名と、研修会優良出席会員1社に竹林会長より表彰状と記念品が贈呈されました。

最後に、来賓を代表して津税務署長若山茂様、三重県津総合県税事務所長篠原誠様、津市税務・財産管理担当理事(兼)特別滞納整理推進担当理事の内田政宏様よりご祝辞を賜り、「閉会のことば」で盛会のうちに総会は終了しました。

引続き、記念講演会を開催し一般市民の方も交え、商品ジャーナリスト北村森氏に「ヒット商品から学ぶ最近のトレンド、これからのヒット商品」と題し講演を頂きました。



<記念講演>

『ヒット商品から学ぶ最近のトレンド、 これからのヒット商品』

講師 商品ジャーナリスト 北村 森 様



<表彰>



〔優秀経理担当者表彰〕

〔順不同・敬称略〕

氏名	会社名	氏名	会社名
伊藤 さとみ	株式会社 遠藤製作所	東谷 慎	中部電力 株式会社三重支店
伊藤 知子	久居運送 株式会社	福富 妙子	旭電器工業 株式会社
上村 真亜奈	株式会社 葉山電器製作所	間宮 元子	有限会社 コーケン
佐藤 崇洋	三重交通 株式会社	山口 真希	シンリョー特機 株式会社
中島 差余子	株式会社 山口商会		

〔研修会優良出席会員表彰〕

会社名	氏名
三重交通商事 株式会社	代表取締役社長 牧田 孝 様

平成26年度事業計画

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

● 基本計画 ●

公益社団法人津法人会は、定款の目的に則り健全な公益団体として、組織・財政基盤の確立に努めつつ、税務当局をはじめ関係民間団体との協調のもとに納税意識の向上に努めるとともに、よき経営者を目指す者の団体として会員の積極的な自己啓発を支援し、これを通じて税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献する。

また、公益法人制度改革の関連法を踏まえ、法人会の一層の公益性・透明性を確保し、安定的な財政基盤、活力ある組織を目指し、積極的に事業活動を展開し法人運営の適正化を図る。

現在法人会が直面している問題として組織の維持及び財政基盤の確立のための会員増強、があります。また、当会においては従来から法人会の目的を遂行するため様々の事業に積極的に取り組んでまいりましたが、簡保手数料の減少により従来通りの事業運営は困難となります。

その結果、従来から実施されてきた事業全般を見直すとともに、信頼される法人会として①社会貢献活動及び魅力ある研修活動の展開、②極めて公益性の高い事業の充実、③組織・財政の充実強化に努めたいと存じます。

平成26年度の事業計画は次のとおり。

I 公益目的事業

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図る為の事業（公1）

【事業の趣旨】

本会は、名古屋国税局より社団法人の許可を受け、創設以来今日に至るまで、税に関する研修会や説明会、税情報の発信などの事業をおこなうことで税知識の普及に努め、税に関する各種コンクールや租税教室、租税教育活動などの事業を行うことで納税意識の高揚に努め、また、税制・税務に関する提言などの事業をおこなうことで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

【事業の内容】

(1) 税知識の普及を目的とする事業

① 税務研修会

自宣に合わせて税制改正、法人税の申告や確定申告・年末調整の解説など正しい税知識の普及に関して、本会、支部、青年部会、女性部会がそれぞれ企画し、津税務署の担当官や税理士などの税の専門家による研修会やセミナー、説明会を開催することで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

〔本会〕

(イ) 税制改正セミナー

津商工会議所と共催で税制改正に関する説明会を開催する。

(ロ) 税制改正説明会

津税務署法人課税担当官が講師になり改正税法の説明会を開催する。

〔支部〕

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

〔青年部会〕

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

〔女性部会〕

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

② 決算法人説明会

各決算月の法人を対象に、決算や税務申告の留意点についての説明会を開催することで適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

③ 新設法人説明会

津税務署管内に新しく設立された全法人を対象に、事業の開始に際しての法人税法の留意点・税務上必要な申請・届出等についての説明会を津税務署と開催することで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

④ ホームページ及び広報誌による税情報の発信

本会のホームページでは、各種研修会、講演会の開催状況を掲載するとともに、税に関する情報等（改正税法等）を掲載する。

また、本会の広報誌「ふれあい」に津税務署、津県税事務所、津市役所提供の税に関する情報、改正事項、連絡事項等を掲載する。

上記のような税情報の発信を通じて、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

本会は、健全な納税者団体として税金の仕組みや税の使われ方を教育する租税教育活動を通じて納税意識の高揚に努めることで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

① 夏休み親子映画会

津税務署管内の小学低学年の親子を対象に、本会の女性部会が主管となり、租税教育用DVDの上映や税金の使途の説明を行う事で、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。多くの方に来場してもらうためにアニメ等の上映をあわせておこなう。

② 税に関する絵はがきコンクール

津税務署管内の小学高学年を対象として、女性部会が主管となり、「税に関する絵はがきコンクール」を実施する。

応募作品の内容は、税に関する絵（税金で造られた建物・施設、税金で購入されている物品、税金で行われている仕事等）を、絵はがきに書くことで、楽しみながら納税意識の高揚を図ることを目的とする。

③ 租税教室

津税務署管内の小学5年生を対象に、青年部会が主管となり、毎年2校程度を訪問し租税教育用DVDの上映や税金の使途等の解説をし、小学生が楽しみながら税の必要性や税を身近に感じるような納税意識の高揚を図る活動を行い、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

④ 「税を考える週間」広報活動

国税庁が毎年11月11日から11月17日までの間に行う「税を考える週間」における行事の一環として、本会を含む津税務連絡協議会として「中・高校生の税に関する作文」、「小・中学生の税に関する標語」、「小学生の税に関する習字」の展示及び優秀作品への表彰を行う事で納税意識の高揚に努めることで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

⑤ 「税の広場」における租税教育活動

市の祭りなどの地域イベントに際して、「税の広場」（津税務連絡協議会）として租税教育活動を行う。本会は特に来場者に対して税金クイズを実施し、楽しみながら税の大切さを学んでもらう事で納税意識の高揚を図る活動を行い、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄

与することを目的とする。

⑥ 租税教育用下敷き等の配布活動

津税務署管内の小学5年生を対象に、国と津市の税金の使途の解説をした下敷きや税に関するパンフレットを配布することで納税意識の高揚を図る活動を行い、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

(3) 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

会員を中心に税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人三重県法人会連合会を通じて全法連に上申する。税制及び税務に関する提言は、すべての企業に関連した内容となっている。全法連では、決議された要望事項を有効なものとするため国レベル、単位会（各法人会）レベルで関係機関等に対し要望している。本会では、法人会全国大会で発表された税制及び税務に関する提言を津税務署管内の国会議員、津市、津市議会に提出している。

また、全国青年の集い、全国女性フォーラム、一般社団法人三重県法人会連合会運営研究会・青年部連絡協議会・女性部連絡協議会では、税制、財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに議論を行う。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業（公2）

【事業の趣旨】

法人会では、地域に根ざす法人会の活動の重要な柱の1つとして、平成4年から「企業経営及び社会の健全な発展に貢献」することを基本的指針に掲げている。そして、平成8年度より全国の法人会が各地域において社会貢献事業を積極的に行うこととなった。本会も、津税務署管内の地域企業の経営に役立つ簿記講座や研修会の開催を通じた「地域企業の健全な発展に資する事業」を実施し、また、中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、団体としての組織力を活用し「地域社会への貢献を目的とする事業」を行うことで、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

【事業の内容】

(1) 地域企業の健全な発展に資する事業

本会が存する津税務署管内を中心とした地域経済の活性化を図るためには、その地域に在する地域企業の健全な発展をし、納税や雇用機会を確保することが必要不可欠といえる。そのため、次の活動を行う事によって地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする。

① 初級複式簿記講座

津税務署管内の全法人で新たに経理担当者になったもの、新採用者を対象に具体例による複式簿記を学習し、誤りのない経理処理により企業会計を健全なものとする講座として津商工会議所と共催で実施し、地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする。

② 経営研修会

本会、支部、青年部会、女性部会単位で、環境関係、社会保険関係、法律関係、資金融資関係、健康関係及びモチベーションアップ関係の経営に役立つ項目についての研修を企画・開催し、地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする。

(2) 地域社会への貢献を目的とする事業

本会が存する津税務署管内を中心とした地域住民に対して、次のような事業を実施し、地域社会への貢献を目的とする事業である。

① 講演会及び研修会

地域社会への貢献を目的として、毎年選定したテーマに基づき他で講演等の実績のある講演者や専門家を招いて、健康、文化や芸術等に関する講演会や研修会を行う事を通じて、地域社会への貢献を目的とする。

② 地域におけるボランティア活動

地域住民が参加しやすいボランティア活動の場の提供をしたりすることを通じて、地域社会への貢献

を目的とする。具体的には、使用済みインクカートリッジの回収活動、古切手等の収集を女性部会の研修会等において実施し、公益財団法人ジョイセフを通じて、途上国の妊産婦や女性を守る活動に参加する機会を提供する。

Ⅱ 収益事業等

1. 会員の福利厚生等に資する事業（収1）

(1) 保険事業

団体加入による優遇制度を利用した本会会員企業・経営者等への経営者大型総合保障制度やがん保険制度への加入を推進している。本会会員企業は、団体保険料により割安な保険料で加入することが出来る。

(2) 貸倒保証制度の普及・推進

会員企業の取引先の法的な倒産、もしくは遅延等の発生により売上債権が回収できなくなった場合、会員企業が被る損害の一定部分をカバーする貸倒保証制度の普及・推進を行う。

(3) 提携ローンの案内・周知

株式会社百五銀行（百五ビジネスローン）に借入を希望する会員が利用できる制度の案内・周知を行う。

(4) 生活習慣病健診

会員企業の経営者、従業員、家族を対象として健康な日々を送るため、財団法人全日本労働福祉協会三重県支部による生活習慣病健診を実施する。

2. 会員の交流に資するための事業（他1）

(1) 会員交流事業

① 情報交換会

本会及び各部会は、総会や理事会終了後、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うことを目的とする。

② 支部施設等見学会

支部ではバスなどを利用し、施設等の見学会を行う。車中では津税務署で借用したDVDの映写による納税意識の高揚を図るなど税に関する知識を深めるとともに、参加者の交流を深めることを目的とする。

③ 部会企業交流会

イ 青年部会

税務研修や経営研修等の終了後に、参加者の一層の親交を深めることを目的とする。

ロ 女性部会

バスなどを利用し、施設等の見学会を行う。車中では税金クイズを行い、税に関する知識を深めるとともに参加者の交流を深めることを目的とする。

④ その他の事業

県連各委員会・専務理事会終了後、当年度の活動方針、重点施策等について他の単位会と協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うことを目的とする。

3. 会員増強事業

理事、支部役員、部会役員懇談会

本会の運営に携わっている役員、支部役員並びに部会役員等が、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うことを目的とする。

平成26年度 収支予算書(損益ベース)

(平成26年4月1日～平成27年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,250	1,250	0
基本財産受取利息	1,250	1,250	0
受取会費	15,700,000	15,950,000	-250,000
正会員受取会費	15,700,000	15,950,000	-250,000
事業収益	3,820,000	4,480,000	-660,000
研修事業収益	150,000	60,000	90,000
広報事業収益	120,000	120,000	0
福利厚生事業収益	850,000	1,500,000	-650,000
会員親睦事業収益	2,700,000	2,800,000	-100,000
受取補助金等	9,983,200	9,800,900	182,300
受取県連補助金	100,000	291,000	-191,000
受取全法連助成金振替額	9,883,200	9,509,900	373,300
受取負担金	1,770,000	1,790,000	-20,000
青年部会受取負担金	810,000	840,000	-30,000
女性部会受取負担金	960,000	950,000	10,000
雑収益	223,500	254,000	-30,500
受取利息	3,500	3,500	0
雑収益	220,000	250,500	-30,500
経常収益計	31,497,950	32,276,150	-778,200
(2) 経常費用			
事業費	26,810,270	26,136,505	673,765
役員報酬	3,564,000	3,780,000	-216,000
給料手当	4,050,000	4,230,000	-180,000
臨時雇賃金	0	75,000	-75,000
退職給付費用	315,000	315,000	0
福利厚生費	1,073,700	0	1,073,700
会議費	2,300,000	2,340,000	-40,000
旅費交通費	3,660,000	4,000,000	-340,000
通信運搬費	890,000	890,000	0
減価償却費	18,000	32,635	-14,635
消耗品費	551,000	551,000	0
修繕費	222,000	241,000	-19,000
印刷製本費	2,950,000	3,040,000	-90,000
燃料費	69,300	63,000	6,300
水道光熱費	279,000	155,000	124,000
賃借料	1,166,400	1,134,000	32,400
保険料	72,000	71,000	1,000
諸謝金	1,530,000	1,480,000	50,000
租税公課	12,870	12,870	0
支払負担金	500,000	689,000	-189,000
委託費	700,000	400,000	300,000
会場費	1,760,000	1,725,000	35,000
表彰費	55,000	0	55,000
リース料	227,000	189,000	38,000

事務所管理費	435,000	423,000	12,000
支払手数料	300,000	300,000	0
雑費	110,000	0	110,000
管理費	4,400,730	5,854,056	-1,453,326
役員報酬	396,000	420,000	-24,000
給料手当	450,000	470,000	-20,000
臨時雇賃金	70,000	0	70,000
退職給付費用	35,000	31,500	3,500
福利厚生費	119,300	1,260,000	-1,140,700
会議費	360,000	360,000	0
旅費交通費	40,000	100,000	-60,000
通信運搬費	160,000	160,000	0
減価償却費	2,000	3,626	-1,626
消耗品費	149,000	149,000	0
修繕費	18,000	19,000	-1,000
印刷製本費	480,000	760,000	-270,000
燃料費	7,700	7,000	700
水道光熱費	31,000	29,500	1,500
賃借料	129,600	126,000	3,600
保険料	8,000	8,000	0
諸謝金	20,000	30,000	-10,000
租税公課	1,430	1,430	0
支払負担金	303,000	311,000	-8,000
会場費	590,000	575,000	15,000
広告宣伝費	132,000	120,000	12,000
渉外慶弔費	45,000	40,000	5,000
表彰費	85,000	90,000	-5,000
リース料	25,200	21,000	4,200
事務所管理費	48,500	47,000	1,500
支払手数料	630,000	650,000	-20,000
雑費	65,000	65,000	0
経常費用計	31,211,000	31,990,561	-779,561
当期経常増減額	286,950	285,589	1,361
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	
当期経常外増減額	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	286,950	285,589	1,361
法人税、住民税及び事業税	200,000	240,000	-40,000
当期一般正味財産増減額	86,950	45,589	41,361
一般正味財産期首残高	15,276,186	15,230,597	45,589
一般正味財産期末残高	15,363,136	15,276,186	86,950
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
受取全法連助成金	9,883,200	9,509,900	373,300
一般正味財産への振替額	-9,883,200	-9,509,900	373,300
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	15,363,136	15,276,186	86,950

平成
26年度

税制改正のあらまし (抜粋)

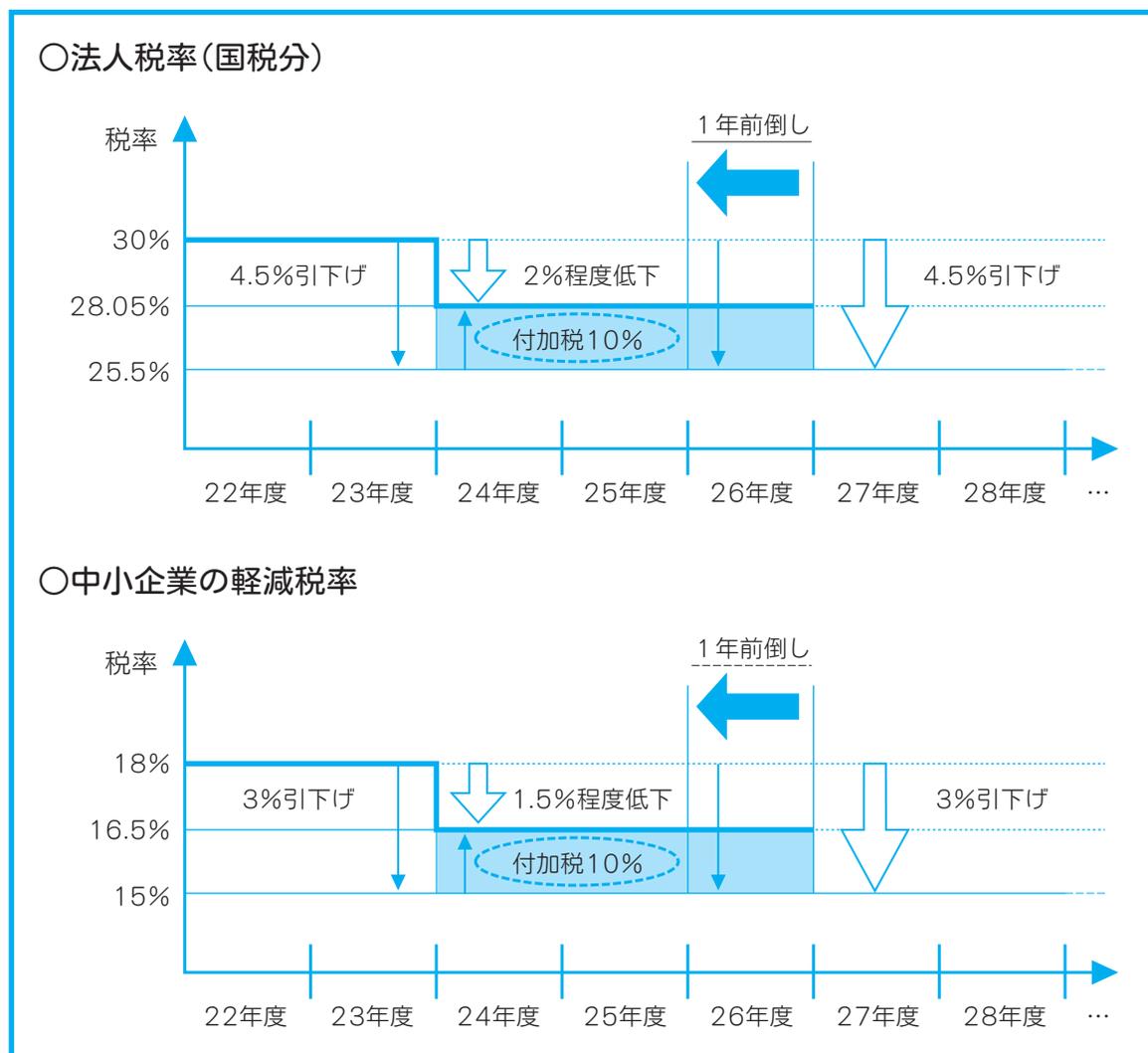
法人税関係

◆ 復興特別法人税の1年前倒し廃止

足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人の課税（基準法人税額×10%）が1年前倒して廃止されます。

また、復興特別法人税廃止後、法人が各事業年度において利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて、各事業年度の法人税の額から控除されます。なお、復興特別所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額は還付されます。

《制度の概要》



適用時期

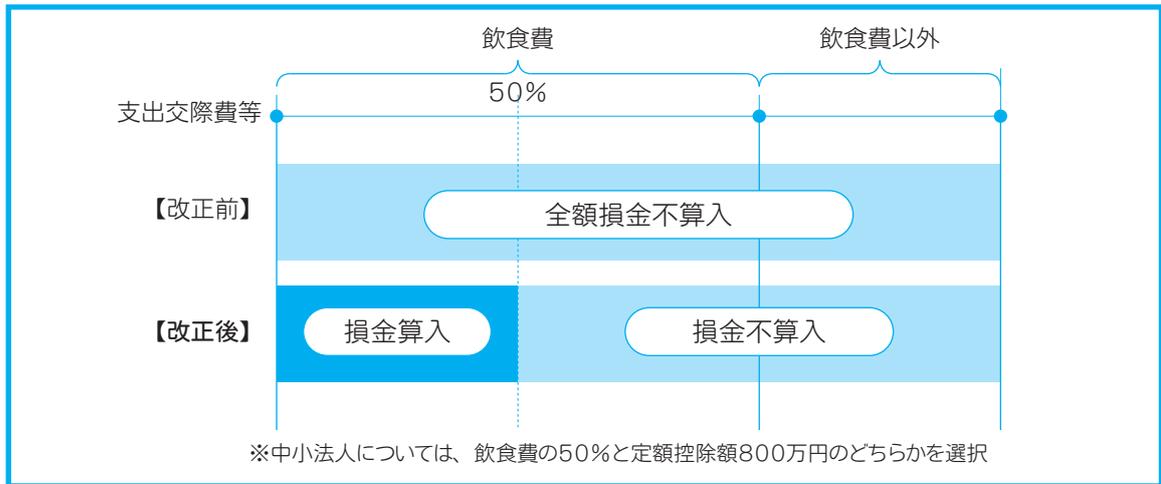
復興特別法人税は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度までで廃止されます。

◆ 交際費課税の特例措置の拡充

消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費等の損金不算入制度について、次の見直しが行われ、その適用期限が2年延長されます。

- ① 交際費等の額（注1）のうち、飲食のために支出する費用（注2）の額の50%が損金の額に算入されます。
 （注1）社外の人との飲食等で1人あたり5,000円以下の飲食費は、交際費等の額から除かれています。
 （注2）専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費）を含みません。
- ② 中小法人については、損金算入の特例（定額控除限度額800万円）と、上記①との選択適用ができます。

《制度の概要》



適用時期

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

◆ 少額減価償却資産の損金算入の特例の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（30万円未満の減価償却資産の損金算入）の適用期限が2年延長されます。

《制度の概要》



適用時期

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供する30万円未満の減価償却資産について適用されます。

消費税関係・その他

◆ 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

消費税の簡易課税制度のみなし仕入率について、事業区分が6種類（改正前は5種類）に見直されるとともに、金融業及び保険業が第5種事業（改正前は第4種事業）に、不動産業が第6種事業（改正前は第5種事業）に、それぞれ変更されました。

《制度の概要》

事業区分	みなし仕入率	改正前	改正後
第1種事業	90%	卸売業	同左
第2種事業	80%	小売業	同左
第3種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業	同左
第4種事業	60%	第1種、第2種、第3種、第5種事業以外の事業	第1種、第2種、第3種、第5種、第6種事業以外の事業
第5種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業	運輸通信業、サービス業、 金融・保険業
第6種事業	40%	—	不動産業

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用されます。

◆ 地方法人課税の偏在是正

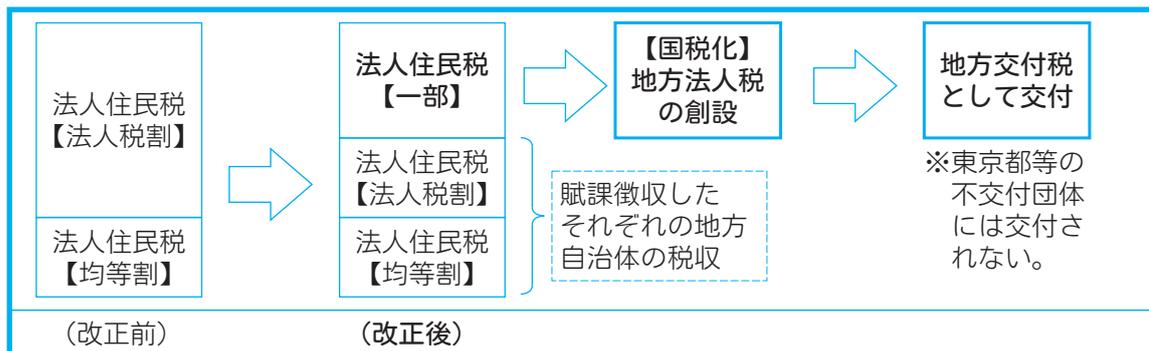
(1) 地方法人税（国税）の創設

法人住民税法人税割りの税率引き下げにあわせて地方法人税（国税）が創設され、基準法人税額（所属税額や外国税額等の控除前の法人税額）を課税標準とし、4.4%の税率で課税され、税収は地方交付税として地方団体へ配分されます。

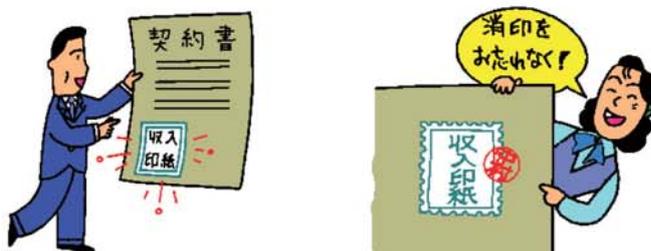
《法人住民税法人税割の税率引下げ》

	改正前		改正後	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税法人税割	5.0%	6.0%	3.2%	4.2%
市町村民税法人税割	12.3%	14.7%	9.7%	12.1%

《地方法人税の創設》



契約書や領収書と 印紙税



平成26年4月

印紙税は、「契約書」「手形」「領収書」など、次のページの「印紙税額一覧表」に掲げる文書に対して課される税金です。印紙税は、これらの文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙を文書に貼り付け、これに消印して納付します。

例えば、「不動産売買契約書（第1号文書）」、「工事請負契約書（第2号文書）」、「売上代金の領収書（第17号の1文書）」などは、その文書に記載されている金額に応じて、納める印紙税額が異なりますから、お間違いのないようご注意ください。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）でお尋ねください。

なお、印紙税が課される文書に当たるかどうかをお尋ねのときは、その文書をご持参ください。

「金銭又は有価証券の受取書」の非課税範囲が拡大されています。

「金銭又は有価証券の受取書」については、これまで、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていましたが、平成26年4月1日以降、この非課税範囲が、受取金額5万円未満のものまで拡大されています。

「不動産の譲渡に関する契約書」や「建設工事の請負に関する契約書」の印紙税の軽減措置が拡充されています。

「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」については、これまで、これらの契約書に記載された契約金額が1千万円を超えるものに軽減措置が適用されていましたが、平成26年4月1日以降、この軽減措置の適用範囲・軽減額が拡充されています。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。【 国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】

※ 国税庁ホームページでは、このほかにも、印紙税に関する法令解釈通達、質疑応答事例なども掲載しています。また、申告や届出に必要な様式をダウンロードすることもできます。

収入印紙は、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入しましょう。

※ このリーフレットは、平成26年4月1日現在適用されている法令に基づいています。

国 税 庁
この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



待望の新工場完成

株式会社 野田米菓

取締役 野田 恵子

あれから80年・・・。

昭和9年、先代野田正雄・まさ夫婦のあられや稼業の出発は東京の巣鴨から。がしかし、戦争という事態により、昭和19年から夫婦は生まれ故郷の津であられやをはじめました。バラックの小屋のようなところで再出発を始め、子宝に恵まれた夫婦は家族一丸となって野田米菓の発展の為に粉骨砕身働き続けました。甲斐あって、平成13年、30年近く頑張ってきた自動運行焼き機から、新規の機械への入れ替えをきっかけに工場の増改築を行いました。低いトタン屋根の工場から、ダクト付きの天井の高い工場になり、夏の灼熱地獄から多少は解放されました。工場内の環境も金属探知機の導入、靴の履き替え、ヘアネットの着用、粘着シート、ペーパータオルの使用と徐々に衛生意識を高めていきました。

しかし、更衣室、休憩室の設置場所が取れないことに頭を悩ませていました。そんなおり、運良く、直販店の前の土地を購入することができ、平成25年7月着工し、平成26年4月中旬には完成し、おかげさまでオープニングイベントには悪天候にもかかわらずたくさんのお客様にお越しいただきました。そして、地元の企業様も応援に駆けつけて下さり、たくさんの方々に支えられていることを実感しました。

新工場には、常にきれいな空気を取り入れる工夫、エアーシャワーの設置、念願の更衣室、休憩室も設け、ガラス越しに中の作業の様子が見えるような仕組みにし、よりいっそう安心安全な工場として稼働していけるよう衛生意識を高めていきたいと思えます。

現在プロモーションビデオの制作中。30名程入れる部屋があるので、あられが完成するまでの工程を知っていただき、手間ひまかけたものの美味しさをたくさんの人に知っていただきたいと思っています。





防災いろいろ

株式会社 山口商会

代表取締役社長 山口 久彦

突然、作文を書いて欲しいと言われてびっくり、文章はまったくの苦手、どうしようかと言葉に詰まっていると、防災について書いてくれますかとの事、そう言われて防災なら書けるかなと、引き受けてしまいました。

防災と言っても風水害から地震、テロまで幅広く有りますが、今回は地震についてハード面から私がいつも思っている事を少し書いてみたいと思います。

今言われている地震は東海地震・東南海地震・南海地震の三つが同時に起きる可能性が非常に高いと言われています。

この三連動の地震が起きたとき、どういう状況に成るのか私の住んでいる津市ではどうなるのか、津波が伊勢湾内に押し寄せてきたとすると、3メートルぐらいが30分位で到達すると言われています。津市の堤防は現在古い堤防は6メートルと5メートルの所が有ります。新しい堤防は6メートルの高規格の堤防に造られています。もし3メートルの津波が押し寄せてきたとしてまた堤防が地震で陥没や沈下が無かったとしても河川の入り口、河口には現在は遮断癖が有りませんから川を津波が遡ってきます。遡ってきた水はだんだんと川幅が狭くなってくると3メートルより高くなり川の堤防を乗り越えて市街地に入り込むと思います。津市の場合津波に遭った所が津波で全て持っていかれると言う事は無いと思いますが、場所に拠っては1階ぐらい浸水する可能性が有るのではないのでしょうか。またこの地震は今までの地震の何倍も広範囲な地域で電気、ガス、水道、道路といったインフラが破壊され復旧に何ヶ月もかかると思います。

この様な状況に成った時を考えた時どんな準備が必要か、自助、共助、公助と言いますが、まずは自助が一番で一時避難用の持出し袋、そしてその後に必要な備蓄品を準備しておかないといけません。役所は助けに来ないと思った方が良いし、市の備蓄品も本当に必要と思われる人の分、全市民の1割程度しか備蓄していません。ですから、自分たちで必要なものを必要数だけ考えて用意しておくべきです。

一時避難用持出袋と備蓄品ですが、一時避難用持出袋は1～3日位生活出来る物と貴重品を持って出られるように日頃から用意して置くと良いと思います。1～3日分の内容ですが主な物はまず食料品はそのままでも食べられる乾パン、缶入りパン、栄養カン等とアルファ米の五目御飯、水等です。そしてトイレ処理袋、ティッシュ、簡易濡れタオル、下着、簡易寝袋、手回しラジオ、手回しライト等です。重さはあまり重くならないように人にもよりますが、片手で下げられる位の重さにして出来るだけ内容を考えて軽くなる様にすると良いと思います。備蓄品は一時避難から家に帰って電気、水道、ガス、道路、流通がある程度復旧し通常の生活に戻るまでの間、20日から30日位必要だと思えます。食料品はその間20日から30日と長いので色々な種類のアルファ米や今は5年保存のレトルト、パンの缶詰等がでているので毎日の食事の組合せを考えて必要人数分の数量を決めると良いと思います。飲料水は1人1日3ℓを用意する。水道が止まっている間お風呂も洗濯もトイレも出来ないのも水は余分に持っているのが良い、期限切れでも体を拭いたり洗濯の手洗い用で使える。今は小型で性能の良い携帯用の手動式浄水器も有るので自治会で持って貰うのも良い、トイレも使えないのでトイレ用処理袋(殺菌、消臭、凝固出来るもの(1ヶ月くらい貯めて置ける物))を1人100枚位用意して置く、他にも手回しラジオ、LEDランタン、カセットコンロ、ポンペ等を備蓄して置くと良い。置き場所は家の中の取り出し易い場所に固めて置くか、家の外の物置に入れて置くのが良いと思います。

以上、詳しくは書けませんでした。少なくとも20日位は個々に備蓄等の備えを是非お願いしたいと思います。

☆ おじゃまします ☆



株式会社 あかり屋

代表取締役 下 津 浩 嗣

津市一身田町2819番地

TEL 059-232-6079

Q 会社のお仕事(事業の内容)は…。ご創業はいつですか。

高田会館(食事処・宿泊・ホール)の運営
及び惣菜レストランぼんぼりの運営。
平成25年4月25日。



Q 社是とかモットーはございますか。

企業活動を通じて人々(会社で働く人、
お客様、地域の人々)を笑顔にする。

Q 今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。

創業したばかりの会社で問題は山積みです。特に一身田の地に人があまり訪れていない
現状で情報発信に苦労します。

Q これからの展望とか夢はいかがですか。

少しずつでも一身田の地に人が訪れるように一身田商店街の人々と共に様々な手を打ち、
将来的には外部からの出店がある事で人気(ひとけ)のある街にしたい。



Q 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。

相続税の見直し（同族企業の株については企業存続のため必要であるものの売却は不能であり、無税としてもらいたい）。
株以外にも個人所有の事業用の土地自宅等。

Q お子様の頃はどのような「将来の夢」をお持ちでしたか。

幼稚園のころは新幹線の運転手。

Q 健康のためなさっている事はありますか。

太らない様に沢山食べた次の日にはあまり食べないようにするくらい。



Q ご趣味は何ですか。

楽しくおしゃべりしながらするゴルフ。

Q お好きな言葉とか、座右の銘とか。

山より大きな猪は出ない。

Q 何かPRなさることはありませんか。また最後に何か一言ありませんか。

高田会館・ぼんぼり共にまだまだ地域の中で知られていませんので、是非ご利用頂き、広めて頂ければ幸いです。



☆ おじゃまします ☆



株式会社 エムエスパーツ

代表取締役 宮崎 真一

津市大里睦合町458

TEL 059-230-2811

Q 会社のお仕事(事業の内容)は…。
ご創業はいつですか。

産業機械・農林業機器の卸売販売及び修理です。
メーカーのサービス指定工場でもあります。
創業は平成4年7月です。



Q 社是とかモットーはございますか。

気持はメーカーの社員です。メーカーの気持ちになって責任ある行動をすること。

Q 今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。

あまり苦労を感じた事はありません。

Q これからの展望とか夢はいかがですか。

右も左も分からないわたしを指導して下さった方々へ少しでも恩返しができるようにがんばりたいと思っています。それが夢です。



Q 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。

- ・国民の義務として当然税金は納めなくてはならないと思っています。無駄遣いせず納得のいく使われ方を希望します。
- ・今年入会したばかりです。御指導よろしくをお願いします。

Q お子様の頃はどのような「将来の夢」をお持ちでしたか。

子供の頃から物を作ったり、修理する事が好きだったので夢はかないました。



Q 健康のためなさっている事はありますか。

月1回のフットサル。
休日は思いっきりリフレッシュ、外出も多いです。
気分転換を大切にしています。

Q ご趣味は何ですか。

特に趣味はありませんが、広く浅く興味のあるものには何でも挑戦します。

Q お好きな言葉とか、座右の銘とか。

今を大切に。自分の決めた事は最後まで楽しみながら堂々と行動していく。

Q 何かPRなさることはありませんか。また最後に何か一言ありませんか。

お客様のニーズに丁寧に応えていつも感謝の気持ちを忘れず行動していきます。



目でみる 法人会活動

●●●●● 第68回 東海法人会大会 ●●●●●

平成26年3月4日(火) (於) センチュリーホテル静岡

本年度は静岡県連の担当で、名古屋国税局管内の愛知・岐阜・三重・静岡県内の法人会から約380名の参加がありました。津法人会から4名が出席しました。



★★★ 年内の行事予定 ★★★

日程	行事内容	場所
9月24日(水)	秋の研修会 「紀伊半島の森と宗教」 (学法) 大川学園 理事長 大川 吉崇 氏	津都ホテル
10月10日(金)	親睦ゴルフ大会	フォレスト芸濃 ゴルフクラブ
10月25日(土)	全体研修会 「ゆとり・ユーモア・帰りは元気！」 フリーアナウンサー 宮本 隆治 氏	津都ホテル
10月28日(火)	研修バス旅行 妻籠宿散策と昼神温泉及びりんご狩り	
11月8日(土)	女性部会 講演会 “平成の女きみまる” 米津さち子の 笑顔が増えるユーモアコミュニケーション	津都ホテル

目でみる 法人会活動

●●● 一般社団法人 三重県法人会連合会 第2回通常総会 ●●●

平成26年6月19日(木) (於) 津都ホテル



公益財団法人 全国法人会総連合の「功労者表彰規定」および一般社団法人三重県法人会連合会の「表彰規定」により、今年は次の4名の方々が受賞されました。

● 公益財団法人 全国法人会総連合会長表彰 ●

【単位会功労】受賞



赤塚 高之 様
(理事)
タカノ商事(株)



奥田 豊 様
(理事)
(株)オクダ

● 一般社団法人 三重県法人会連合会会長表彰 ●

【役員功労】表彰



朝井 憲生 様
(監事)
(株)アサイン



前川いつ子 様
(理事)
(有)カークリニック三興

目でみる 法人会活動

●●●●●●●●●● 研修委員会活動 ●●●●●●●●●●

新春講座

●●●●●●●●●● 2月12日(水) (於) 津都ホテル ●●●●●●●●●●

「3つの決意 ～志高く～」

津市長
前葉 泰幸 様

多数の一般市民の参加も有り満席の中で、前葉 泰幸 津市長より「アイデアを形にする」「スピーディに答えを出す」「難しい問題を先送りしない」という今年の津市政の決意を語って頂きました。



●●●●●●●●●● 6月13日(金) (於) センターパレス ●●●●●●●●●●



「平成26年度税制改正セミナー」

—— 津商工会議所と共催 ——

税理士
中田 健一 様

今年度の税制改正について、64名の皆様に詳しく解説をして頂きました。

●●●●●●●●●● 7月2日(水) (於) 津商工会議所 ●●●●●●●●●●



「初級複式簿記講座」

公認会計士
安井 広伸 様

本年も津商工会議所と共催で8月6日迄12回開催し、28名が受講されました。

目でみる 法人会活動

●●●●● 支部研修会 ●●●●●

● 久居支部研修旅行

1月21日(火)

視察研修旅行

「西宮戎」初詣と
北野散策及び白鶴酒造見学

参加会員 38名



● 橋北支部研修会

1月28日(火) (於)パルムドール



税務研修

「法人税と消費税の誤まりやすい事例」

講師 津税務署法人課税一統括

瀬木 文雄 様

調査官 森 孝弘 様

今回の支部研修会は、税務研修として「法人税と消費税の誤りやすい事例」を津税務署の瀬木一統括様と森調査官様に解説をしていただきました。

● 橋南・南郊支部合同研修旅行

2月26日(水)

視察研修旅行

「お千代保稲荷」参拝と
大須商店街散策及び麒麟
ビール名古屋工場見学

参加会員 29名



税務署から電話相談の窓口のお知らせ

「電話相談センター」の利用案内

電話相談の窓口

窓口は、「電話相談センター」になりますので、お気軽にお問い合わせください。

- ① 津 税務署 (Tel 059-228-3131) へお電話をお掛けください。

- ② **自動音声**によりご案内しますので、**1** (注) を押してください。 (案内の途中でも押すことができます。)

(注) 税務署窓口でのご相談を希望される場合の事前予約、税務署からの照会に関するお問合せ、税金の納付相談、還付に係るお問合せ及び調査などに関して税務署職員にご用の方は、**2** を押してください。

- ③ **相談内容**に応じて、次の該当番号**1**～**5**を押してください。
(案内の途中でも押すことができます。)

1	所得税 (個人の方の給与、年金、事業など)
2	相続税、贈与税、財産評価 譲渡所得 (個人の方の土地、建物、株式の売却など)
3	法人税、源泉所得税、年末調整
4	消費税、印紙税
5	上記以外の国税等、又は、ご不明な場合

- ④ 電話相談センターの職員が対応します。

【受付時間等 : 8:30~17:00 (土日祝日、年末年始を除く。)]

税務署に行かなくても自宅や事務所から相談ができるなんて便利でいいわ。



インターネット上の税務相談「タックスアンサー」

国税庁ホームページにおいて、よくある税に関するご質問に対する回答を「タックスアンサー」として掲示しています。

タックスアンサーを利用するには、インターネット環境のあるパソコンや携帯電話において、「タックスアンサー」で検索してください。(<http://www.nta.go.jp/taxanswer>)



ご挨拶



女性部会長 廣田 都

「今夏は、エルニーニョ現象で冷夏になる」との予想に反し、ことのほか暑い夏になりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。日頃は女性部会の活動にご理解・ご協力を頂きまして有難うございます。

さて、全法連女性部会連絡協議会では大震災以来「いちごプロジェクト」と名づけて、電力需要ピーク時における15%節電への呼びかけを全国で展開しています。「原発はもういらぬ」大震災の後、誰もがそう思ったはずなのに、原発再稼働に向けての不気味な動きが気になります。

津会でも、親子映画会の会場にて“PRうちわ”を配るなど、節電の啓発活動に努めております。

猛暑日の続く中、熱中症予防の為にクーラーは欠かせませんが、設定温度を1度上げる・使わない部屋の電気は消すなど、無理のない程度で節電をしましょう。

秋には、ユーモアセラピスト“米津さち子さん”をお招きしての講演会を予定しております。どうか、今後とも女性部会へのご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

活動報告

公益事業

研修会

日時：平成26年6月18日(水)13時30分～ 場所：津都ホテル5階
講師：西丸之内法律事務所 弁護士 樋上 陽 先生

テーマ 「あなたの老後は誰に託しますか？」
～親族に任せるか、契約により他人に任せるか～
－ 知っておきたい法律 －

生憎の梅雨空の下でしたが、女性部会、本会、一般から七十余名の参加を頂き、誰もが、やがて直面する問題に真剣に向き合いました。認知症の事故訴訟など、最近の判例をあげ、具体的にわかりやすく、お話いただきました。面白アンケートの資料も現代の日本の家族の問題が浮き彫りで興味深いものでした。このような機会がありましたら、ぜひ又、参加させていただきたいと思いました。

加藤 永子



租税教育
事業

第8回 映画会

日 時：平成 26 年 8 月 23 日(土)
 午前の部 10：00～／午後の部 13：30～
 会 場：三重県総合文化センター 大ホール
 上映タイトル
 ・税の学習絵本 しあわせのあおいふうせん
 ・ディズニーアニメ モンスターズユニバーシティ
 来場者数：1,800 名余り
 募集方法：7 月初め案内チラシを津市教育委員会へ持参、
 市内小学校全児童に配布を依頼



小学生対象租税教育事業も8回目を迎えました。
 申し込み者全員が入場できるよう大ホールでの2回上映とし、
 又一人でも多くの方に参加していただこうと、初めての土曜日開催としました。
 お陰様で、たくさんの来場者で無事に終わることができました。
 この映画会が、家族で税の仕組みの大切さを考えるきっかけになってほしいと思ってい
 ます。



租税教育
事業

第2回 税に関する絵はがきコンクール

応募締切：平成 26 年 8 月 29 日(金) 募集方法：7 月初め応募チラシを津市教育委員会
 表彰式：平成 26 年 10 月 25 日(土) へ持参、市内全小学校高学年児童に配
 津都ホテル 布を依頼

全国法人会総連合女性部会連
 絡協議会が主催する、小学校高
 学年対象の租税教育事業です。
 優秀作品には、賞状と記念品
 が贈呈され、また最優秀作品は、
 来年 4 月に開催されます全国女性
 フォーラムの会場で、展示され
 ます。



「みえ森と緑の県民税（県民税均等割の超過課税）」のお知らせ

平素は県税行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三重県では「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

なお、「みえ森と緑の県民税（法人県民税の超過課税）」は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

【注意】平成25年8月1日から平成26年7月31日までの事業年度の確定申告を平成26年9月に行う場合は、「みえ森と緑の県民税」は、まだ適用されませんので、従来どおりの申告となります。

・納める額（法人）

法人の県民税均等割の10%相当額（現行の均等割に加算）

資本金等の額	均等割 (年税額)	みえ森と緑の県民税 (年税額)	納付する均等割 (年税額)
50億円超	800,000円	80,000円	880,000円
10億円超50億円以下	540,000円	54,000円	594,000円
1億円超10億円以下	130,000円	13,000円	143,000円
1千万円超1億円以下	50,000円	5,000円	55,000円
上記以外の法人等	20,000円	2,000円	22,000円

・中間（予定）申告

平成26年4月1日から開始する事業年度の中間（予定）申告は、本来の均等割の額に「みえ森と緑の県民税」を加算した額の2分の1（通常の場合）を申告納付いただきます。

【例】資本金等の額が1,000万円の法人で、事業年度が1年の場合
 $(20,000 + 2,000) \times 6 \div 12 = 11,000$ 円を申告納付

・お問い合わせ先

○ 税のしくみに関すること（相談窓口）

津総合県税事務所 課税室

☎059-223-5025

○ 税の使いみちに関すること

津農林水産事務所 森林・林業室

☎059-223-5091



法人会の経営者大型総合保障制度

**広げよう
企業保障の
大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

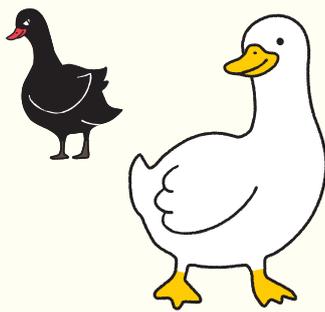
三重支社/津市栄町1-840
TEL 059-226-1363

AIU AIU保険会社

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1
(森永三重ビル3F) TEL 059-229-1581

法人会会員企業にお勤めの皆様は、
お一人からでも**集団取扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

入院前・入院後の通院にも
ちゃんと応える医療保険



— 法人会 —

**ちゃんと応える
医療保険**
EVER

健康に不安がある方も
入りやすい医療保険



— 法人会 —

健康に不安がある人も入りやすい医療保険
もっとうやさしい EVER
エヴァー

アフラックは
医療保険
契約件数 **No.1**
平成25年度「インシュアランス生命保険統計」

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

三重支社

〒510-0074 四日市市鶴の森1-3-23 ナカジマビル6 F

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2014-0012 6月17日